

小・中学校

小・中学校への入学

学務課 ☎ 042 (346) 9570

お子さんが小・中学校に入学する年の1月中旬に教育委員会から保護者へ「入学通知書」を送ります。また、小学校へ入学するお子さんには前年の9月下旬に「就学时健康診断通知書」を送りますので受診してください。

※私立・国立の小・中学校へ入学する場合は、入学する小・中学校長が発行する入学承諾書を添えて、学務課または東部・西部出張所へ届け出をしてください。

転学するときは

学務課 ☎ 042 (346) 9570

転出・市内転居により通学区域が変わる場合は転学することになります。この場合、まず、現在就学中の小・中学校に転出学届を提出し、在学証明書・転学児童(生徒)教科用図書給与証明書など「転校関係書類」の交付を受けます。その後、転出先の市区町村(市内転居の場合は学務課窓口など)で転学の手続きをしてください。

何らかの事情で、通学区域外への通学を希望する場合は、学務課にご相談ください。

海外から転入したお子さんに

指導課教育支援担当 ☎ 042 (343) 9271

市立小・中学校に在籍する海外からの帰国および外国籍の児童・生徒で、学校生活や日常生活において、初期の日本語への理解や習得が必要な児童・生徒を対象に、日本語指導講師を在籍校に派遣します。

障がいのあるお子さんに (就学相談)

■特別支援学級

指導課特別支援教育推進担当 ☎ 042 (346) 9593

知的障がいのあるお子さんの学級は、小平第一小学校、小平第二小学校、小平第四小学校、小平第五小学校、小平第九小学校、小平第十二小学校と小平第一中学校、小平第二中学校、小平第三中学校、小平第五中学校、花小金井南中学校にあります(固定)。

自閉症や情緒障がいのあるお子さんの学級は、小平第四小学校、小平第二中学校にあります(固定)。

話すこと・聴くことに障がいのあるお子さんの学級は、小平第二小学校にあります(通級)。

情緒の発達に障がいのあるお子さんのため、すべての市立小・中学校に特別支援教室があります。

■特別支援学校

指導課特別支援教育推進担当 ☎ 042 (346) 9593

視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由のお子さんについては、都立特別支援学校で障がいの種別、程度、発達の遅れなどに応じた教育をしています。

療養しながらの勉強は

■特別支援学校(病弱)

指導課特別支援教育推進担当 ☎ 042 (346) 9593

ぜんそくや体の弱い児童・生徒のための、全寮制の学校です。入学資格は、小学1年生から中学3年生までです。専任の医師や看護師がいて、治療や健康に留意しながら学習できます。

中学校を卒業していない方に

都・教育庁地域教育支援部義務教育課 ☎ 03 (5320) 6752

■中学校夜間学級

学齢を超過した義務教育未修了者のための教育の場として、中学校夜間学級があります。

■中学校卒業程度認定試験

体が弱かったり、病気などのために義務教育を猶予または免除された方などに対し、国が行う試験で、受付は例年8月下旬から9月上旬まで、試験は10月下旬から11月上旬に行われています。

学用品費などの補助

学務課 ☎ 042 (346) 9570

小・中学校の学用品費、学校給食費、修学旅行費などの教育費を援助する就学援助制度があります。小平市立学校で申請の手続きをしてください。小平市立学校以外の方は、学務課で申請の手続きをしてください。



高校など

大学入学の資格を取得するには

■高等学校卒業程度認定試験

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

☎ 03 (5253) 4111 (代表)

高等学校を卒業していない方が、大学へ入学するための資格を得るために国が行う検定制度です。

■都立高等学校への進学・転学・転編入

詳しくは、東京都教育相談センター

高校進級・進路入学相談へご相談ください。

☎ 03 (3360) 4175

専門技術や資格を取得するには

■専修学校

専修学校には、高等学校卒業程度の学力をお持ちの方を対象とする専門課程のほかに、中学校卒業程度の学力をお持ちの方を対象とする高等課程を設置しているところがあります。

教育相談など

教育相談室

☎ 042 (343) 9411

幼児、小・中学生の学習・性格・不登校・集団になじめない・気になる癖など、こどもの行動について心配なことは、教育相談室をご利用ください。

※詳しくは 104 ページ参照。

東京都教育相談センター

新宿区北新宿 4-6-1 ☎ 0120(53)8288

幼児から高校生相当年齢までの子どもを対象に、子どもや保護者、学校関係者等から、いじめ、友人関係、学校生活、不登校、子育ての悩みや不安、家族関係、発達障害、自傷行為、家庭内暴力、体罰など教育に関する相談を受け付けています。(来所相談は要予約)

来所相談 午前 9 時～午後 6 時 (月曜～金曜日)

午前 9 時～午後 5 時 (毎月第 3 土曜日)

電話相談 24 時間 365 日

メール相談 東京都教育相談センターのホームページを参照してください。

ホームページアドレス <https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp>

東京都小平児童相談所

花小金井 1-31-24 (東京都多摩小平保健所庁舎 3 階)

☎ 042 (467) 3711

性格や行動、精神や身体の発達、非行、虐待などの専門的な相談をはじめ、18 歳未満の子どものあらゆる相談に応じます。



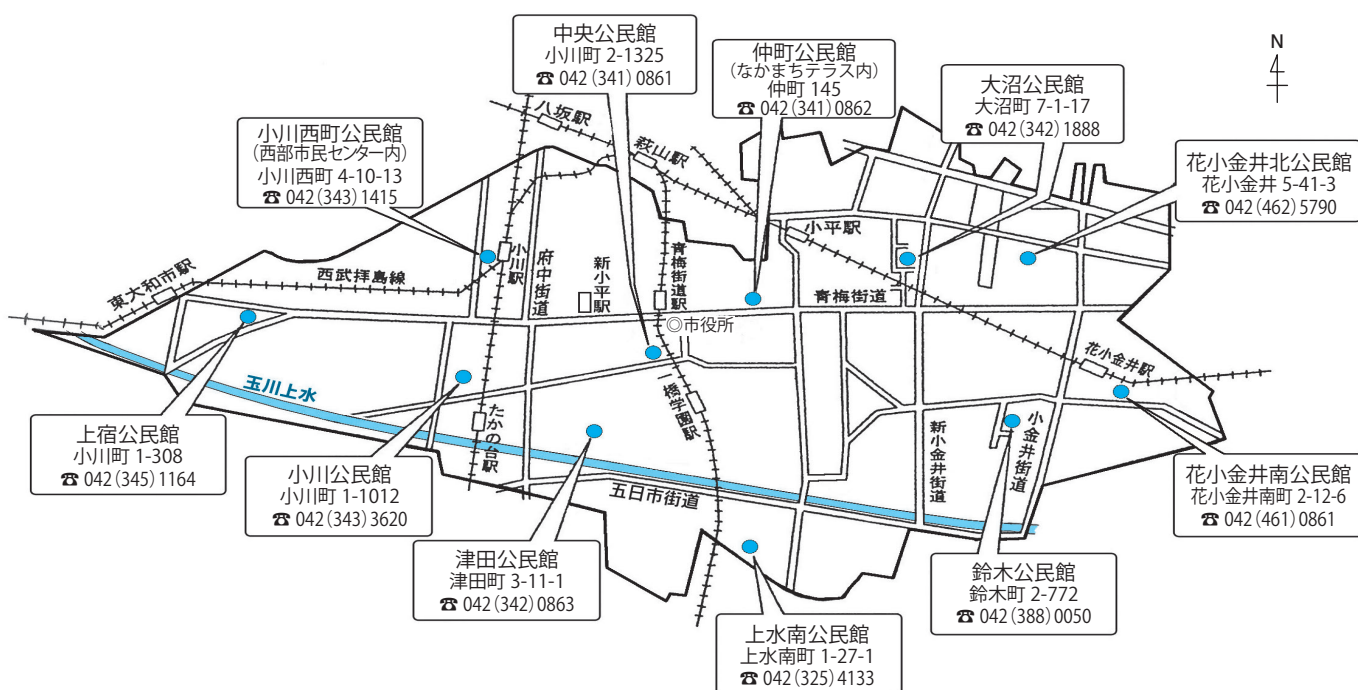
生涯学習（趣味、教養など）

■公民館

公民館は社会教育のための施設です。市民の文化・教養や学習、生活・技術の向上のために、だれもが参加できる講座の開設、講演会・音楽会・映画会の開催のほか、展示会、公民館まつりなどの事業を行っています。

また、市民の自主的なサークル・グループ活動に学習室（一般・音楽・工作・調理など）、ホール、ギャラリーなどの利用ができます。

開館日時 火曜～日曜日 午前9時～午後10時
ただし、上宿・小川・上水南・鈴木・大沼・花小金井北公民館は、火曜～土曜日の午後5時～10時、日曜日、祝日の午前9時～午後10時の間は、部屋の利用がある場合のみ開館します。
休館日 月曜日（ただし、祝日は開館）、仲町公民館は第3木曜日、12月28日～1月4日



文化活動

(公財) 小平市文化振興財団 ☎ 042 (345) 5111

市内には、各種の文化団体がつくっている文化協会があり、市民文化祭などを行っています。

■文化協会加盟団体 (令和6年7月1日現在)

小平市日本舞踊連盟、小平茶道華道友の会、小平市写真連盟、日本将棋連盟小平支部、小平美術会、小平市合唱連盟、小平市鈴木ばやし保存会、小平郷土研究会、小平市吟詠剣詩舞連合会、小平市書道連盟、小平市三曲協会、小平青少年吹奏楽団、小平・市民オペラ協会、小平市棒打ち唄保存会、小平市民オーケストラ、小平市洋舞連盟、小平ギター・マンドリン協会、小平大正琴の会、小平市歌謡連盟、小平マジック連合会、小平市木目込人形の会、小平市ハワイアンフラ連盟、小平紙芝居サークル・ともしび、The Kodaira Jazz Association、小平囲碁サークル連合会

男女共同参画・女性相談・こだいらにじいろ電話相談

■男女共同参画センター“ひらく”

☎042 (348) 2112

市民協働・男女参画推進課 ☎042 (346) 9618

男女共同参画社会を推進するために、個人や地域などで活動する団体が情報収集・発信・交流の場として、また市民活動のネットワーク化を図るための施設として利用できます。

所在地 小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東2階

開館日時 月曜・水曜～日曜日、祝日 午前9時～午後10時

休館日 火曜日、12月28日～1月4日

※ほかに臨時休館日があります。

利用できる方 男女共同参画社会の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体（要登録）または個人



女性相談

女性相談 ☎ 042 (345) 2415

女性が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、いっしょに考えていくための場です。一人で悩まず、気軽に相談ください。専門相談員が対応し、秘密は厳守します。電話・面談（要予約）により相談を行い、費用は無料です。

月曜日 午前10時～午後6時

火曜～土曜日 午前10時～午後4時

（年末年始・祝日を除く）

こだいらにじいろ電話相談

市民協働・男女参画推進課 ☎ 042 (346) 9618

性的指向や性自認の悩みを相談できます。

専門相談員が対応し、秘密は厳守します。

電話相談のみ。事前予約制で、費用は無料です。

詳しくは右のQRコードから



あなたの本棚・図書館

■中央図書館、地区図書館

開館日時

・中央図書館：午前10時～午後7時

午前10時～午後5時（土曜・日曜・祝休日）

・仲町図書館（なかまちテラス）：午前9時～午後5時

午前9時～午後8時（祝休日でない火曜・水曜）

・花小金井図書館、小川西町図書館：午前10時～午後5時

午前10時～午後8時（祝休日でない火曜・水曜）

・喜平図書館、上宿図書館、津田図書館、大沼図書館

午前10時～午後5時

午前10時～午後7時（祝休日でない火曜・水曜）

休館日 金曜日（祝休日の場合も休館）、第3木曜日（祝休日の場合は開館）、12月28日～1月4日、特別整理期間

■分室

開室日時 火曜～木曜・土曜・日曜日 午後0時30分～4時30分

休室日 月曜・金曜日、祝休日（日曜日の場合は開室）、12月28日～1月4日、特別整理期間

利用できる方 市内在住・在勤・在学の方

※市内在住の方は東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市、立川市、小金井市、国分寺市、東大和市の図書館も利用できます。

■利用方法

・利用カードを作るには

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書（または被保険者証）、学生証など、住所・氏名が確認できるものを持参し、利用カードを作ってください。このカードは、市内すべての図書館・分室で利用できます。

・図書貸出冊数・期間

1人10冊、2週間以内です。

・CD、カセットテープ貸出点数・期間

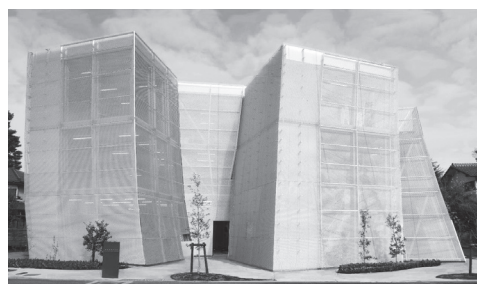
1人3点、2週間以内です。

・予約制度

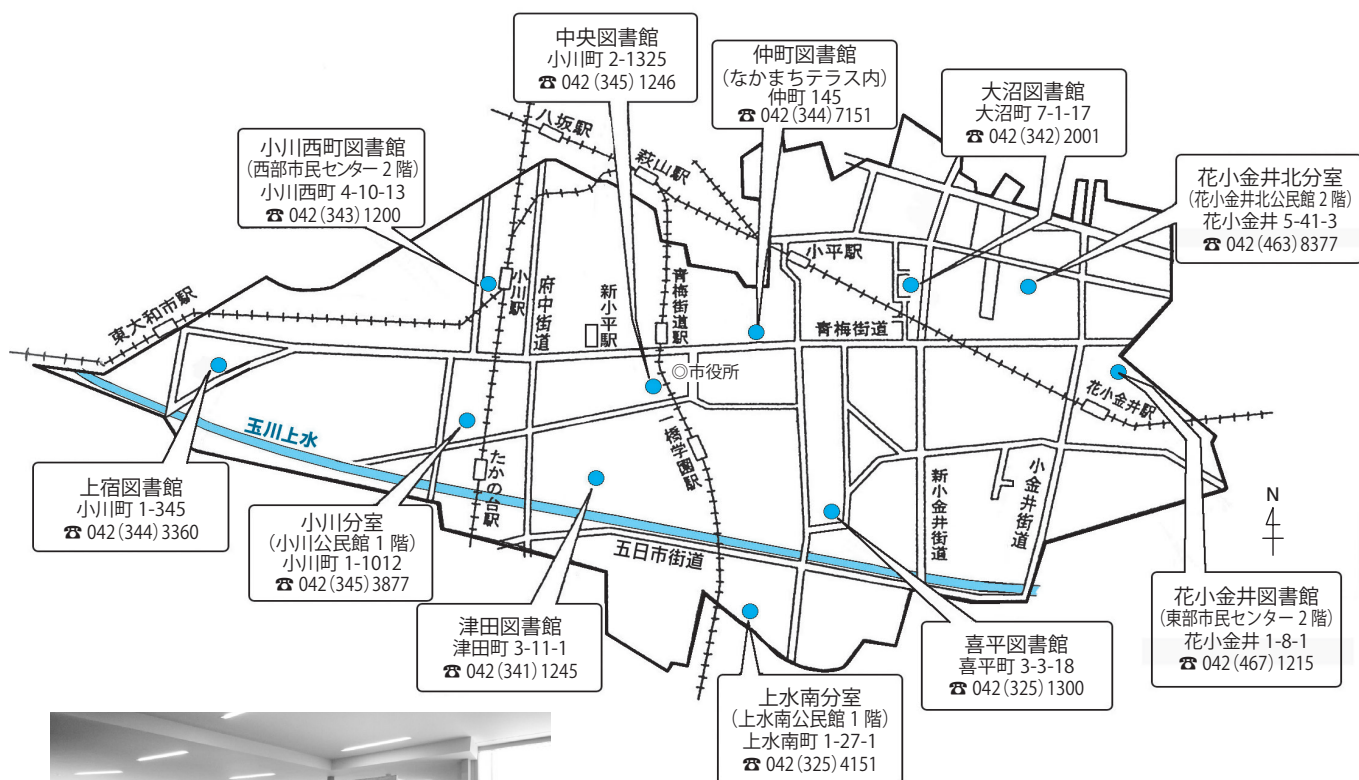
希望する図書が本棚にない場合は予約ができます。用意できしだいメールなどで連絡します。

・図書の返却

市内のいずれの図書館・分室でも返すことができます。



平成27年3月に開館したなかまちテラス



特定歴史公文書の利用

保存期間が満了した公文書でも、歴史的に価値のあるものは保存し、閲覧等の利用ができる仕組みを作ること、現在のみならず将来の市民に対しても説明責務を果たすために歴史公文書の考え方が導入されました。保存期間満了後は特定歴史公文書として中央図書館が保存しています。

閲覧等の利用請求の窓口は中央図書館になります。目録は中央図書館または小平市ホームページから閲覧できます。

ご利用ください集会施設

東部市民センター集会室

花小金井1-8-1 ☎042 (467) 1211

- 利用時間** 午前9時～午後10時
- 休室日** 祝日(日曜日の場合は開室し、翌月曜日に休室)、12月29日～1月3日
- 利用者登録** 施設を予約し、利用するためには、利用者登録が必要です。
利用者登録の手続きは、「集会室使用登録届出書」に記入し、東部出張所窓口にて提出してください。
- 申込み** ・抽選予約申込み
利用日の前々月の10日～19日にインターネットなどから申込みができます。

- ・先着予約申込み
抽選予約終了後の空き施設は、利用日の前月の初日からインターネットなどで予約ができます。
- 使用料** 下表のとおり。2室以上の同時利用、2つ以上の時間帯にまたがって利用する場合は、合算した料金が必要です。

東部市民センター集会室使用料

時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時
部屋名			
集会室(洋室)約100㎡	700円	900円	900円
集会室(和室)21畳	700円	900円	900円

地域センター

高齢者のための施設、こどものための施設、集会のための施設があります。

囲碁、将棋、お茶、お花、自治会などの会合、サークル活動に利用できます。

また、ロビーは予約なしで、勉強など自由に利用できます。

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 第1・3火曜日（祝日の場合はその日後の休日を除く直近の日）

12月29日～1月3日

※4月1日、選挙の投票日など、臨時に休館することもあります。

申込み 利用申し込みにあたっては、原則として団体登録が必要です。

・抽選予約申込み

利用日の前々月の10日～19日にインターネット・窓口などから申し込みができます。

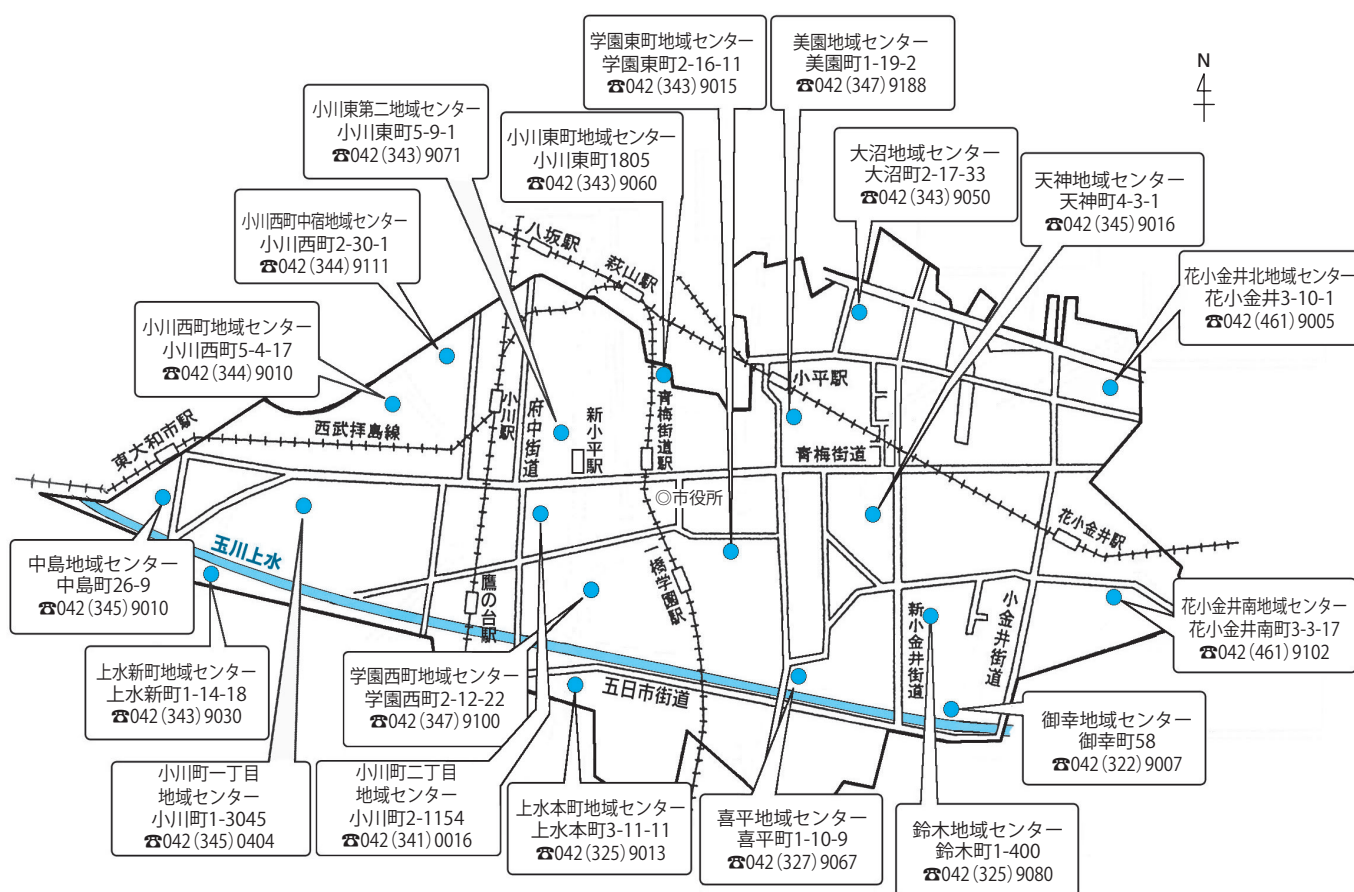
・先着予約申込み

抽選予約終了後の空き施設は、利用日の前月の初日からインターネット・窓口などで予約できます。

地域センター使用料

部屋名	時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時
高齢者のための	第一娯楽室	1,000円	1,200円	1,200円
	第二娯楽室	800円	1,000円	1,000円
こどものための	遊戯室	1,000円	1,200円	1,200円
	読書室	500円	700円	700円
集会のための	第一集会室	800円	1,000円	1,000円
	第二集会室	500円	700円	700円

※原則として第二娯楽室は高齢者に、遊戯室、読書室はこどもに開放しています。この場合、使用料はかかりません。



図書館集会室

■喜平図書館集会室

喜平町 3—3—18 ☎ 042 (325) 1300

■上宿図書館集会室

小川町 1—345 ☎ 042 (344) 3360

利用時間 午前 9 時～午後 10 時

休 室 日 祝日（日曜日の場合は開室し、翌月曜日に休室）、12 月 29 日～1 月 3 日

申 込 み 利用申し込みにあたっては、原則として団体登録が必要です。

・抽選予約申込み

利用日の 2 か月前の 10 日から 19 日の間にインターネットなどから申し込みます。

・先着予約申込み

抽選予約終了後、利用可能な施設は利用日の前月の 1 日から（休館日の場合は翌開館日）先着による申し込みができます。窓口での受付時間は午前 8 時 30 分から図書館閉館時までです。利用日の 8 日前まではインターネットからも申し込みます。

図書館集会室使用料

部屋名・定員	時間	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～ 5 時	午後 6 時 ～ 10 時
第一集会室	26人(20人)	700 円	900 円	900 円
第二集会室	20人(15人)	700 円	900 円	900 円
和 室	28人	700 円	900 円	900 円

※（ ）は上宿図書館の定員。

小平元気村おがわ東施設（集会施設）

小川東町 4—2—1 ☎ 042 (345) 1165

地域の会合などに利用できる集会施設です。

利用時間 午前 9 時～午後 10 時

休 業 日 12 月 29 日～1 月 3 日

※ほかに臨時休業日があります。

申 込 み 利用申し込みにあたっては、原則として団体登録が必要です。

・抽選予約申込み

利用日の前々月の 10 日～19 日にインター

ネット・窓口などから申し込みます。

・先着予約申込み

抽選予約終了後の空き施設は、利用日の前月の初日からインターネット・窓口などで予約できます。

集会施設使用料

部屋名	時間	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～ 5 時	午後 6 時 ～ 10 時
第一・二会議室、 多目的ホール		1,200 円	1,500 円	1,500 円

※体育施設については、92 ページをご覧ください。

福社会館（集会施設）

学園東町 1—19—13 ☎ 042 (344) 1211

利用時間 午前 9 時～午後 10 時

休 館 日 祝日（日曜日の場合は開館し、翌月曜日に休館）、12 月 29 日～1 月 3 日

申 込 み 第一～第五集会室・談話室は、利用する日の 3 か月前、市民ホール・小ホール・和室ホールは、6 か月前の日の属する月の初日受付日から使用の前日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付けます。ただし、休館日、土曜・日曜日は受け付けません。和室ホールの平日の利用は夜間に限ります。

施設を利用する時は事前に団体の登録が必要となりますので、ご注意ください。



福社会館集会施設使用料

部屋名・定員	時間	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～ 5 時	午後 6 時 ～ 10 時
第一集会室	84人	1,500円 (2,300円)	2,000円 (3,000円)	2,000円 (3,000円)
第二集会室	48人	1,200円 (1,900円)	1,500円 (2,400円)	1,500円 (2,400円)
第三集会室	30人	700円 (1,000円)	900円 (1,400円)	900円 (1,400円)
第四集会室	14人	700円 (1,000円)	900円 (1,400円)	900円 (1,400円)
第五集会室	24人	700円 (1,000円)	900円 (1,400円)	900円 (1,400円)
談 話 室	16人	700円 (1,000円)	900円 (1,400円)	900円 (1,400円)
市民ホール	372人	5,000円 (7,500円)	7,000円 (10,500円)	7,000円 (10,500円)
小 ホール	150人	3,000円 (4,800円)	4,000円 (6,400円)	4,000円 (6,400円)
和室ホール	160人	3,000円 (4,500円)	4,000円 (6,000円)	4,000円 (6,000円)

（ ）内は市外団体

国際交流

小平市国際交流協会 (KIFA)

事務局(学園西町地域センター3階) ☎042 (342) 4488
<https://www.kifa-tokyo.jp>
 地域レベルでの多文化共生の積極的な推進を図るため、全市的な活動の中核となる市民組織として、小平

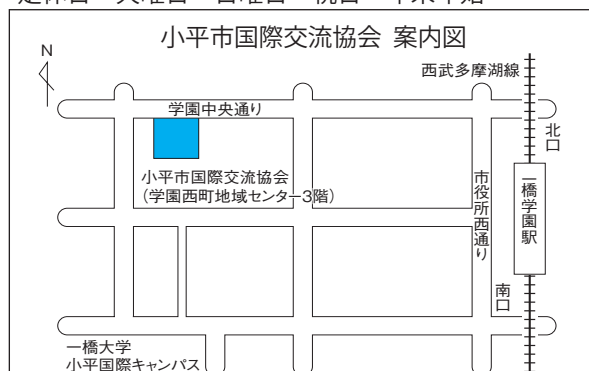


会員区分と年会費

区 分			年会費
普通会員	学生(18歳以上)		1,000 円
	個人(18歳以上)		3,000 円
	団体		一口 10,000 円
賛助会員	個人	(18歳以上)	一口 2,000 円
		(18歳未満)	一口 1,000 円
	グループ	家族、学校のグループ	一口 4,000 円
		各種団体	一口 10,000 円
	法人	企業	一口 20,000 円
		その他法人	一口 10,000 円

市国際交流協会がつくられています。

協会では、外国人の生活支援のため、日本語会話教室やこども日本語・学習支援教室を実施しています。
 定休日…火曜日・日曜日・祝日・年末年始



ボランティアグループ

12グループに分かれて活動しています。

日本語会話教室(指導・保育)、こども日本語・学習支援教室(指導)、災害時対応、生活情報提供、翻訳・通訳、交流イベント、国際理解講座運営、世界の料理紹介、機関紙の編集・発行
 詳しくは、HPに掲載しています。

文化施設

ルネこだいら (小平市民文化会館)

(公財) 小平市文化振興財団 ☎042 (345) 5111
<http://www.runekodaira.jp>

ルネこだいらは、あらゆるジャンルの使用が可能な大ホール(客席数1,229席)、演劇・バレエ・ピアノなどの各種演奏会が可能な中ホール(通常使用で客席401席)、サロンコンサート・発表会・パーティーなどに利用できるレセプションホールの3つのホールが集合した施設です。このほかにも展示室、練習室、会議室、和室などの施設もありますので、お気軽にご利用ください。

所在地 美園町1-8-5

(西武新宿線小平駅南口徒歩3分)

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 第4月曜日とその翌日

(月により変更になることがあります)

12月28日～1月4日

基本使用料

(単位:円)

区 分	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時	全 日
大ホール	平 日	55,200	96,600	124,300
	土曜日・休日	69,000	120,700	155,300
中ホール	平 日	22,000	38,600	49,600
	土曜日・休日	27,500	48,200	62,000
レセプションホール	平 日	6,300	11,000	14,200
	土曜日・休日	7,800	13,700	17,700
展 示 室	4,200	7,400	9,500	18,900
大ホールリハーサル室	2,800	5,000	6,400	12,700
中ホールリハーサル室	1,600	2,800	3,600	7,200
練 習 室 (1)	1,500	2,600	3,400	6,700
練 習 室 (2)	400	800	1,000	1,900
練 習 室 (3)	600	1,100	1,400	2,700
会 議 室	1,200	2,100	2,700	5,400
和 室 (1)	600	1,100	1,400	2,700
和 室 (2)	800	1,500	1,900	3,700

※入場料を徴収する場合などは、基本使用料の他に割増料金がかかります。

※ルネこだいらで公演を行い、公演日以外の日にはリハーサルや練習等で大、中ホールの舞台面のみを使用する場合は、使用料を50%割引します。

使用申込み受付開始日

施設名	受付開始日
大、中、レセプションホール、展示室	使用日の1年前の月の1日午前9時 (市外の方は、使用日の1年前の月の15日午前9時)
練習室、会議室、和室	使用日の6か月前の月の1日午後1時 (市外の方は、使用日の6か月前の月の15日午後1時)

使用申込み ルネこだいら（直接窓口へ、電話不可）

使用申込み受付時間 午前9時～午後7時



■催し物案内

ルネこだいらでは、地域の文化・芸術の振興と活性化を図るため、主催事業のほか、数多くの公演を実施しています。

チケットの問合せ

ルネこだいらチケットカウンター ☎ 042 (346) 9000

チケットの販売時間 午前9時～午後7時

チケットの電話予約 午前9時～午後5時

ルネこだいらインターネットチケットサービス

HP 検索 ルネこだいら

ルネこだいら友の会

チケット割引などの特典があります。年会費 2,000 円

小平市ふれあい下水道館

☎ 042 (326) 7411

地下 25m の体験コーナーでは、実際に流れている下水道管の中に誰でも自由に入ることのできる日本で唯一の施設です。

所在地 上水本町 1—25—31

開館時間 午前 10 時～午後 4 時

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日以降の直近の平日）、
12月27日～1月5日

入館料 無料

HP 検索 ふれあい下水道館



鈴木遺跡資料館

文化スポーツ課 ☎ 042 (346) 9501

令和 3 年 3 月に国の史跡に指定された鈴木遺跡から出土した、旧石器時代の局部磨製石斧をはじめ、多くの貴重な資料を展示公開しています。

所在地 鈴木町 1—487—1 ☎ 042 (323) 2233

休館日 月曜・火曜・木曜・金曜日（祝日、休日の場合は開館）、年末年始（12月27日～1月5日）

開館時間 午前10時～午後4時

入館料 無料



平櫛田中彫刻美術館

文化スポーツ課 ☎ 042 (346) 9843

日本近代彫刻界の巨匠・平櫛田中（小平市名誉市民、文化勲章受章者）の終えんの館を保存・公開するため昭和 59 年に開館しました。美しい庭園を楽しめる邸宅（記念館）と、貴重な木彫作品を展示する展示館の 2 館併設の美術館です。展示館では、年間を通じて 4 回の企画展を開催。春と秋のお茶会など各種のイベントを開催しています。

所在地 学園西町 1—7—5 ☎ 042 (341) 0098

開館時間 午前 10 時～午後 4 時

休館日 火曜日（祝日の場合は翌日以降の直近の平日）、12月27日～1月5日

観覧料 一般 300円(220円)、小・中学生 150円(110円)

※()内は団体、20 人以上。

※特別展はその都度定めます。

HP 検索 平櫛田中彫刻美術館



小平ふるさと村

（公財）小平市文化振興財団

旧神山家住宅主屋をはじめとする 4 棟の市指定文化財と、それに付随する水車小屋などの建物があります。これらは開拓ゾーン、農家ゾーン、近代ゾーンに配置され、時代を追って見学できるようになっています。小平の年中行事の再現や各種イベントのほか、企画展なども行っています。

所在地 天神町 3—9—1 ☎ 042 (345) 8155

開園時間 午前 10 時～午後 4 時

休園日 月曜日、第3火曜日（休日の場合は翌日）、休日の翌日（土曜・日曜日の場合は開園）、12月27日～1月5日

入園料 無料

HP 検索 小平ふるさと村

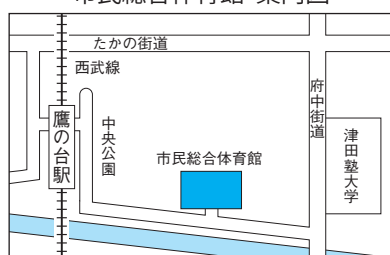


スポーツ、レクリエーション

スポーツ教室・大会のことは

市民総合体育館 ☎ 042 (343) 1611
各種スポーツ教室、スポーツの集い、大会、講習会に参加したいとき、各種競技大会に出場したいとき、または、市民スポーツ活動団体への加入などについては市民総合体育館へお問い合わせください。

市民総合体育館 案内図



スポーツ活動団体は

小平市スポーツ協会（市民総合体育館内）
☎ 042 (349) 1350

市内の各種スポーツ活動団体で、小平市スポーツ協会がつくられています。

■スポーツ協会加盟団体

軟式野球連盟、剣道連盟、卓球連盟、陸上競技協会、ソフトテニス連盟、柔道会、バレーボール連盟、スキー連盟、バドミントン協会、サッカー協会、空手道連盟、弓道連盟、居合道連盟、水泳協会、テニス協会、ラジオ体操会連盟、

市立のスポーツ施設

施設名	申込み・問合せ・休館日	施設名	申込み・問合せ・休館日
市民総合体育館 体育室、トレーニング室、幼児体育室、温水プール、弓道場ほか	市民総合体育館 ☎ 042(343)1611 休館日 第1月曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)、12月29日～1月4日、6月・10月の第1火曜日	上水公園 テニスコート	上水公園テニスコート管理事務所 ☎ 042(342)2294 文化スポーツ課 ☎ 042(346)9612 休業日 第3月曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)、12月28日～1月4日
萩山公園卓球室	萩山公園管理事務所 ☎ 042(342)3586 休業日 第4月曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)、12月28日～1月4日 ※萩山公園プールは開放を中止しています。	萩山公園グラウンド	文化スポーツ課 ☎ 042(346)9612 休業日 12月28日～1月4日 萩山公園グラウンドは第4月曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)
萩山公園プール		大沼グラウンド	
		天神グラウンド	
東部公園プール	東部公園プール ☎ 042(464)1232 文化スポーツ課 ☎ 042(346)9612 ※プールの利用期間はお問い合わせください。	中央公園 グラウンド	文化スポーツ課 ☎ 042(346)9612 休業日 第1月曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)、12月28日～1月4日
		中央公園競技場	
		中央公園 テニスコート	※中央公園グラウンドは、4月1日～11月30日の間、午後9時までナイター開放。
小川西グラウンド	小川西町地域センター ☎ 042(344)9010 文化スポーツ課 ☎ 042(346)9612 休業日 第1火曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)、12月28日～1月4日 ※4月1日～11月30日の間は、午後9時までナイター開放。	天神地域センター	☎ 042(345)9016 文化スポーツ課 ☎ 042(346)9612 休業日 第1火曜日(祝日に当たるときはその日後の休日を除く直近の日)、12月28日～1月4日

合気道連盟、婦人軽体操連盟、ソフトボール連盟、ゲートボール連盟、アーチェリー連盟、少林寺拳法連盟、バスケットボール協会、ライフル射撃協会、バウンドテニス協会、武術太極拳連盟、ダンススポーツ連盟、小平ゲートゴルフクラブ、ゴルフ協会、ラグビーフットボール協会、ターゲットバードゴルフ協会、ミニテニス協会、ボッチャ協会

体育館、校庭の開放

文化スポーツ課 ☎ 042 (346) 9612

■体育館の開放

- ・個人開放…二小、三小、四小、七小では卓球、バドミントン。六小では卓球。一小、五小ではバウンドテニスを行っています。
- ・団体開放…全市立小学校、一中、花小金井南中を団体に開放しています。

■校庭の開放

団体スポーツ活動の場として、全市立小学校の校庭を開放しています。

体育館・校庭の団体開放の可能な種目や利用については文化スポーツ課へお問い合わせください。

民間体育施設

文化スポーツ課 ☎ 042 (346) 9612

市が民間体育施設(テニスコート、体育館など)を借り上げ、開放しています。

市内在住・在勤・在学の方で構成された団体・サークル(10人以上)が利用できます。

きつねっばら公園子どもキャンプ場

市民総合体育館 ☎ 042 (343) 1611
青少年団体の野外活動にご利用ください。

デイキャンプだけでなくテントを張っての泊まり込みのキャンプもできます。また、キャンプ場内で使用する用品なども貸し出しています。

市民広場

高齢者のゲートボールや、幼児のボール遊び、レクリエーションや地域の身近な多目的広場としてご利用ください。

名 称	申 込 み 先	電 話 番 号
小川町二丁目市民広場	文化スポーツ課	042 (346) 9612
花小金井南市民広場	花小金井南公民館	// (461) 0861
花小金井四丁目市民広場	花小金井北公民館	// (462) 5790

小平元気村おがわ東施設(体育施設)

小川東町4-2-1 ☎ 042 (345) 1165

多目的に開放した、屋内広場(体育館)および屋外広場(グラウンド)が利用できます。

休業日 12月29日～1月3日

※ほかに臨時休業日があります。

申込み 利用申し込みにあたっては、原則として団体登録が必要です。

・抽選予約申込み

利用日の前々月の10日～19日にインターネット・窓口などから申し込みができます。

・先着予約申込み

抽選予約終了後の空き施設は、利用日の前月の初日からインターネット・窓口などで予約できます。

※季節によって利用時間、使用料が変わります。詳しくは、施設にお問い合わせください。

市民菜園

市民協働・男女参画推進課 ☎ 042 (346) 9809

健全な余暇利用を目的として、市民菜園を設置しています。1区画(10㎡・20㎡)を2年間使用できます。

菜園名	所在地	区画数	面積 (㎡)	1区画 面積 (㎡)	1年間 管理費(円)
野火止	栄町1-25-7	209	6,131.2	20	12,000
小川町一丁目	小川町1-1067-1	117	1,539	10	6,000

※各菜園とも、駐車場はありません。

※途中から使用する場合は、前使用者の残りの期間になります。

募集期間

・小川町一丁目菜園…元号・西暦の奇数年1月

・野火止菜園…元号・西暦の偶数年1月

市立の公園

水と緑と公園課 ☎ 042 (346) 9556

レクリエーションや憩いの広場として中央公園をはじめ、東部公園、上水公園、つつじ公園、たけのこ公園など324か所の公園があります。

中央公園には、こどもたちが楽しめるジャブジャブ池のほか、木製複合遊具、健康遊具、ブランコおよび砂場などこどもの遊び場も設けています。憩いの場としては、展望所のある築山を中心に玉川上水沿いに園内を巡る散策コース、イチヨウ並木を配した噴水池、広場などがあり、四季の景観を楽しむことができます。また、たけのこ公園(花小金井7丁目)には、バーベキューのできる場所もあります(事前申込みが必要です)。

公園検索アプリ PARKFUL(パークフル)には、これらの公園の情報を掲載しています。

地図情報や遊具・トイレ等の施設情報から、希望に合う公園を探すことができます。



小平グリーンロード(市内一周緑道)

産業振興課 ☎ 042 (346) 9581

玉川上水緑道、野火止用水、狭山・境緑道、都立小金井公園を結ぶと、ちょうど小平を一巡りする約21kmの緑の回廊になります。野鳥の声や水のせせらぎ、四季折々に咲く野草などを楽しみながら、小平グリーンロードを散策することができます。

狭山・境緑道では、小平市ゆかりの彫刻家、齋藤素巖の作品が16基17作品展示されています。



齋藤素巖ブロンズ像「自然科学者」

公共施設予約サービスとは

小平市では、公民館や体育施設などを利用される皆さんが、より便利になるように、インターネットを利用した公共施設予約システムを導入しています。

- ・インターネットを使って、どなたでも施設の空き状況の照会ができます。
- ・利用者登録をした方はインターネットを使って施設

の予約ができます（各施設ごとの利用者登録が必要です）。

- ・コンピューターによる公平な自動抽選を採用し、24時間申込みが可能です。

利用のルールは施設によって異なる部分があります。各施設にてご確認ください。

利用できる施設

屋内体育施設（91 ページ参照）

市民総合体育館

グラウンド

萩山公園グラウンド

小川西グラウンド

中央公園グラウンド

天神グラウンド

大沼グラウンド

テニスコート

上水公園テニスコート

中央公園テニスコート

天神テニスコート

公民館（84 ページ参照）

中央公民館

上宿公民館

小川公民館

小川西町公民館

津田公民館

上水南公民館

仲町公民館

鈴木公民館

大沼公民館

花小金井南公民館

花小金井北公民館

地域センター（87 ページ参照）

中島地域センター

上水新町地域センター

小川町一丁目地域センター

小川町二丁目地域センター

小川西町中宿地域センター

小川西町地域センター

小川東町地域センター

小川東第二地域センター

上水本町地域センター

喜平地域センター

学園西町地域センター

学園東町地域センター

美園地域センター

御幸地域センター

鈴木地域センター

天神地域センター

大沼地域センター

花小金井南地域センター

花小金井北地域センター

集会室（86・88 ページ参照）

東部市民センター集会室

喜平図書館集会室

上宿図書館集会室

小平元気村おがわ東

文化施設（89 ページ参照）

ルネこだいら（小平市民

文化会館）

施設予約の手続のながれ

予約には抽選予約と先着予約の2種類があります。

予約をするには利用者登録が必要です。



利用者登録

団体名、氏名、住所などを登録する

随時受付中

抽選予約

パソコン、スマートフォン、
利用者端末機から

毎月10日から19日まで

先着予約

パソコン、スマートフォン、利用者端末機から
空き施設の先着予約を行う

毎月1日から（※注）

抽 選

コンピュータによる自動抽選

毎月20日

審査／申請

使用料払込

施設利用

※注：公民館・地域センター・集会室は、月によって、2日以降になる場合があります。
申込開始は月単位です。何か月先の分を申込みできるかは施設により異なります。

- ・審査／承認前の予約であれば、インターネットなどから取り消しができます。
それ以降の予約の取り消しは、各施設の管理窓口で受付します。
- ・取り消しや雨天中止などで返金ができる場合は、取り消しを行った窓口で還付の申請をしてください（該当分の利用承認書と予約をした方の認印が必要です）。

消費生活のことは

消費生活相談

☎ 042 (346) 9550

小平市消費生活センターでは、専門の消費生活相談員による相談を受けています。悪質商法や契約のトラブル、消費生活上でわからないことや困ったことがあれば気軽に相談ください。

相談日時 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時

■東京都消費生活総合センター

相談日時 月曜～土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 9 時～午後 5 時

相談専用電話 ☎ 03 (3235) 1155

高齢者被害専用相談 ☎ 03 (3235) 3366

高齢消費者見守りホットライン ☎ 03 (3235) 1334

架空請求専用相談 ☎ 03 (3235) 2400

■全国消費生活相談員協会

☎ 03 (5614) 0189

相談日時 土曜・日曜日（年末年始を除く）
午前 10 時～正午、午後 1 時～ 4 時

■日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

☎ 03 (6450) 6631

相談日時 日曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 11 時～午後 4 時

消費生活に役立つ情報の提供

市民課市民相談担当 ☎ 042 (346) 9607

消費生活に役立つ情報を提供したり、消費生活に関する講座を随時開催しています。また、消費者被害にあわないための出前講座を行っています。

住まいのことは

不動産売買、住宅の新築・増改築をする前に

■建築計画は都市計画を調べてから

都市計画課 ☎ 042 (346) 9554

道路、公園、用途地域、高度地区、地区計画などの制限があることを知らずに土地を買ったり、家を建築しようとして不利益を受ける例があります。よく調べてから建築にとりかかりましょう。

■工事をする前に（建築確認）

建築指導課 ☎ 042 (312) 1143

家を建てるには、敷地、用途、建ぺい率、高さなどについて、制限があります。工事を始める前には建築主事等の確認を受ける必要があります。また、建物の種類や構造によっては、許可が必要な場合があります。

■中高層の建築物の高さの制限について

建築指導課 ☎ 042 (312) 1143

軒高が 7 m を超える建築物または地上 3 階以上の建築物、高さが 10 m を超える建築物を建てる場合には、高度地区の制限のほか、日影規制により、高さが制限されることがありますのでご注意ください。

■風致地区の許可申請について

都市計画課 ☎ 042 (346) 9829

風致地区は、都市の自然的景観を維持するため、都市計画法で定められた地域で、市内の風致地区は、東京都・青梅街道・鈴木道・玉川上水です。

建築物の建築等許可を受けなければならない行為や許可の基準などは「小平市風致地区条例」に定められています。地域および許可の手続きの詳細は、窓口でご相談ください。

■開発事業の協議について

都市計画課 ☎ 042 (346) 9829

500 ㎡以上の宅地開発等、8 区画以上の敷地分割、建築行為で事業面積または延床面積が 1,000 ㎡以上、16 戸以上の集合住宅などの建築を行うときは、「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の適用を受けますので、事前に相談してください。

■開発許可について

東京都多摩建築指導事務所開発指導第二課
（東京都府中合同庁舎内）☎ 042 (364) 2386

500 ㎡以上の宅地開発などは、都知事の許可が必要です。

■大規模土地取引の届け出と大規模開発事業など
都市計画課 ☎ 042 (346) 9829
5,000㎡以上もしくは条件を満たす複数の土地の合計面積が5,000㎡以上となる土地取引、5,000㎡以上の宅地開発および建築行為、建築行為で延床面積が10,000㎡以上または100戸以上の集合住宅の建築などを行う場合は、事前に届け出が必要です。

■土地を売買するときの届け出義務
都市計画課 ☎ 042 (346) 9554
国土利用計画法に基づき、2,000㎡以上の土地売買などの契約を締結した場合は、契約締結後2週間以内に譲受人が届け出をしてください。

公共施設マネジメント課 ☎ 042 (346) 9557
東京都・都市整備局都市計画課 ☎ 03 (5388) 3216
公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画施設などの区域内の200㎡以上の土地、都市計画区域内の5,000㎡上の土地を売買する場合は、譲渡しようとする日の3週間前までに譲渡人が届け出をしてください。

■新住所の決定 市民課 ☎ 042 (346) 9609
住居表示実施地域内で住宅を新築した方、新築住宅を購入した方は、新しい住所を決めますので転入届などを提出する前に市民課へ。また、増改築の場合も出入口の位置により住居表示が変わることがありますので届け出をしてください。届出書は小平市ホームページからもダウンロードできます。
住居表示実施地域 (39 ページ参照)

都営住宅の申込みは

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎ 03 (3498) 8894
年4回に分けて募集します。申込期間、申込方法などは、広報東京都、市報、ホームページなどでお知らせします。入居者は、ポイント方式による登録制を除き、抽せんで決定します。
申込書は、募集の期間に限り、市役所市民課、東部・西部出張所、動く市役所でも配布します。

■JKK東京お客さまセンター ☎0570(03) 0071
現在、都営住宅にお住まいの方で、各種手続き等の問い合わせ、その他相談。
受付時間 月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後6時

■JKK東京お客さまセンター ☎0570(03)0072
現在、都営住宅にお住まいの方で、修繕の申込。
※漏水等の緊急修繕、事故や火災、居住者安否確認等は受付時間外も対応。
受付時間 月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後6時

ご相談ください

■住宅修改築等業者をあつせんします
市民協働・男女参画推進課 ☎ 042 (346) 9809
市民からの住宅の増改築、修繕などの依頼に誠実に責任をもって応じられるよう市内の建設業者団体と協定を結び、大工・左官・ペンキ・造園・配管・屋根ふき・畳・タイル職人などの業者をあつせんしています。

■マンションアドバイザー制度
(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター
☎ 03 (5989) 1453
分譲マンションの管理組合などの自主的な取り組みを支援するため、管理組合の設立、規約の見直し、大規模修繕、また改修や建て替えなど、マンションに関することに専門家が情報提供やアドバイスを行う制度です(有料)。

■空き家等に関する相談
地域安全課 ☎ 042 (346) 9614
空き家に関する法的な問題などでお悩みの方はご相談ください。

生活一般

市民協働・市民活動・NPO のことは

小平市民活動支援センターあすぴあ ☎042 (348) 2104
市民協働・男女参画推進課 ☎042 (346) 9809
学習会・元気村まつり等の実施、市民活動に関する
情報提供や相談などを通して、市民の自主的な社会貢
献活動を支援しています。また、会議室・備品の貸し
出し（団体登録が必要）を行うほか、予約なしで自由
に利用できる交流スペースがあります。

NPO法人(特定非営利活動法人)に対しての法人市民税の相談は

税務課庶務担当 ☎042 (346) 9521
※ NPO 法人の設立、申請手続き等の相談窓口は、東京
都生活文化スポーツ局 都民生活部管理法人課 NPO 法人
担当 ☎03 (5388) 3095

野菜、果物、花、植木の直売など

産業振興課 ☎042 (346) 9533

JA 東京むさし小平ファーマーズ・マーケットをはじ
め、市内には、新鮮な野菜や果物、花などの農家の直
売所がたくさんあります。また、収穫体験ができる観
光農園や、年間を通じて農作業が体験できる体験農園
もあります。

また、小平市は昭和 43 年に日本で初めてブルーベリ
ーの栽培が始まった「ブルーベリー栽培発祥の地」と
して知られています。梨は、特産「小平梨」として、
贈答品としても喜ばれています。

こだいら直売所マップ
こだいら観光まちづくり
協会では、市内の直売所
をまとめた直売所マップ
を作成しました。
直売所マップは、小平市
ホームページからダウン
ロードできます。



※小平市ホームページ



ボランティア・地域福祉活動のことは

小平市社会福祉協議会
地域福祉推進課（こだいらボランティアセンターほか）
☎042 (346) 1424

ボランティアに関する相談や講座の開催のほか、地域
防災訓練、居場所・仲間づくりなどの地域における支
えあい活動への取り組み、困りごとの相談などに寄り
そう形での支援をします。また、市内小・中学校での
福祉体験等の支援も行っています。

市民葬儀

市民協働・男女参画推進課 ☎042 (346) 9809
葬儀の簡素化と経済的負担の軽減のため市民葬儀
制度があります。この制度を利用するときは、市民
葬儀券が必要です。市民葬儀券は、市民課、東部・
西部出張所、動く市役所でお申し込みください。

おくやみ窓口

市民課市民サービス担当 ☎042 (312) 1289
身近な方をなくされたご遺族の負担を軽減するた
め、市役所での手続きの支援をする窓口です。
※事前予約が必要です。

開設時間

火曜から金曜まで（祝日、年末年始を除く）

- (1) 午前 9 時～10 時
- (2) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
- (3) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分
- (4) 午後 3 時～4 時

予約方法 市役所へ来庁を希望する日の 5 開庁日前
までに電話予約か Web での予約

予約専用ダイヤル 042 (312) 1289

持ち物 「おくやみハンドブック」に記載している
持ち物などを確認のうえ
来庁してください。

Web 予約



おくやみハンドブック



海外渡航のための旅券（パスポート）申請は

次の①～⑤が必要です。

- ①一般旅券発給申請書 1 通
- ②戸籍謄本 1 通
- ③本人確認書類 1 点または 2 点（運転免許証、マイナ
（有効な原本）ンバーカード、写真付き住民基本台帳
カードなどのうち 1 点、または健康保
険証、年金手帳など 2 点）
- ④写真 1 枚 パスポート用（寸法の詳細につ
いては、問合せ先へ確認。正面、無帽、
無背景のもの）

⑤旅券を以前に取得している方はその旅券

※残りの有効期間が 1 年未満で切替申請する場合は、その
旅券を提出しないと受け付けできません。

※戸籍謄本、写真は申請日前 6 か月以内のもの。

※申請時に 18 歳以上の方は 10 年旅券と 5 年旅券との選択
制、18 歳未満の方は 5 年旅券です。

問合せ

東京都パスポート電話案内センター

☎03 (5908) 0400

受付

立川パスポートセンター

JR 立川駅・ルミネ立川店 9 階

※新宿、有楽町、池袋でも申請できます。

仕事のことは

就職するには

求人、求職の申込みを受け、職業紹介や職業技術専門校への入学あっせん、失業給付に関する業務（ハローワーク立川のみ）を行っています。

■こだいら就職情報室（福祉会館 3 階）

小平市学園東町 1-19-13 ☎ 042 (344) 1215
ハローワーク求人情報が検索できるパソコンを設置しています。祝日を除く月曜～金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで利用できます。また、ハローワーク立川の職員が相談に応じます。

■ハローワーク立川

立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 1～3 階
☎ 042 (525) 8609

■ワークプラザ立川南

立川市柴崎町 3-9-2 4 階 ☎ 042 (523) 1509

■マザーズハローワーク立川

立川市柴崎町 3-9-2 4 階 ☎ 042 (529) 7465
キッズスペースや授乳室を完備し、専任スタッフが子育て中の方から、子育てが終わり、再就職・転職を考えている方まで幅広く支援しています。

■東京しごとセンター多摩

専任のアドバイザーが就職決定までマンツーマンで支援します。

立川市柴崎町 3-9-2 3 階

☎ 042 (526) 4510

■東京都立多摩職業能力開発センター

職業に必要な知識・技能が習得できます。

昭島市東町 3-6-33 ☎ 042 (500) 8700

中小企業経営

小平市小口事業資金

産業振興課 ☎ 042 (346) 9534
小規模企業の経営に必要な事業資金を融資あっせんし、企業の振興を図るための制度です。

小平市小口事業資金・小口零細企業資金（令和 7 年度）

資金の種類	運転資金	設備資金	創業資金	緊急 運転資金
融資申込限度額	700万円	1,000万円	1,000万円	300万円
融資期間	5年以内	7年以内	7年以内	3年以内
据置期間	6か月以内			
利率 (市利子補給 差し引き後)	全部保証利率	年0.9%	年0.9%	年0.9%
	責任共有利率	年1.0%	年1.0%	年1.0%
返済方法	据置期間経過後、元金均等月賦償還			
申込受付	月曜～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時			
融資の実行	東京信用保証協会の保証取り付け次第			
信用保証料の補助	信用保証料の一部を補助 (35,000 円までは全額補助)			

その他、東京都でも、中小企業向けのいろいろな融資を行っています。

■都・産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4877

経営の相談は

■公益財団法人 東京都中小企業振興公社 「ワンストップ総合相談窓口」
千代田区神田佐久間町 1-9 東京都秋葉原庁舎

☎ 03 (3251) 7881

■公益財団法人 東京都中小企業振興公社 産業サポートスクエア・TAMA
昭島市東町 3-6-1 ☎ 042 (500) 3901

創業するには

多摩地区で創業・起業をお考えの方のために、個別相談やセミナーの開催などを行っています。

■TOKYO 創業ステーション TAMA

立川市緑町 3-1 GREEN SPRINGS E2 3 階

☎ 042 (518) 9671

労使の相談に

働く方や事業主のための労働相談、各種労働情報の提供、労働講座の開催などを行っています。

■東京都労働相談情報センター多摩事務所

立川市柴崎町 3-9-2 6 階 ☎ 042 (595) 8705

電話労働相談は ☎ 042 (595) 8004

はかりの定期検査

産業振興課 ☎ 042 (346) 9534

商店、事業所などの営業用（取り引きまたは証明）に使用している「はかり」は、東京都計量検定所の行う検査が義務づけられています。指定された日に、必

ず受検してください。

■東京都計量検定所検査課計画担当

江東区新砂 3-3-41

☎ 03 (5617) 6638

農 業

農地の転用

農業委員会事務局（産業振興課内） ☎ 042 (346) 9533

農地を農地以外に使用するときには、農地法の手続きが必要です。転用には次の2種類があります。

■4条転用 農地の所有者みずからが使用する場合の転用

■5条転用 農地を売ったり貸したりする場合の転用

転用手続きは、所定の届出用紙および添付書類を農業委員会事務局に提出してください。届け出は随時できますが、おおむね1～2週間で受理通知書を交付します。この受理通知書の交付を受けてから転用に着手しましょう。



小平の農産物のブランド化を推進します



畑からまっしぐら

都市農業をより身近に感じてもらうため、「畑からまっしぐら」のキャッチコピーのもと農業シンボルマークを制定しました。このマークは、市内の直売所などで、のぼり旗、販売袋、野菜結束テープなどに利用され、新鮮小平産の目印となっています。



こだいら
ぶるべー

ブルーベリー栽培発祥の地

こだいら

小平市は、国内ブルーベリー栽培発祥の地です。小平産ブルーベリーは、長い経験に培われた高い栽培技術により育てられた、高品質なブルーベリーです。小平産ブルーベリーを、より身近に知ってもらうため、武蔵野美術大学の協力により、シンボルマークを作成し、公募により愛称を「ぶるべー」としました。「ぶるべー」は、小平産ブルーベリー関連商品にも利用され、小平産ブルーベリーのブランド化を図っています。

市内の商店

市内のお店、イベント探しのお手伝い

小平商工会 ☎ 042 (344) 2311

市内のお店のセールや、おすすめ商品・クーポン情報の他、地域のサークルやNPOのイベント情報を掲載しています。

こだいらネット で検索してください。

こだいらネット



選挙については

選挙管理委員会事務局（健康センター 4 階） ☎ 042 (346) 9576

■選挙権

選挙によって、投票できる権利（選挙権）が異なります。

①国会議員の選挙

日本国民であり、満 18 歳以上の方

②都知事・都議会議員の選挙

日本国民であり、満 18 歳以上で引き続き 3 か月以上都内に住民登録されている方

③市長・市議会議員の選挙

日本国民であり、満 18 歳以上で引き続き 3 か月以上市内に住民登録されている方

■在外選挙制度

外国に居住する満 18 歳以上の日本国民が、外国にいながら国政選挙を行うことができる制度です。出国前に小平市選挙管理委員会で手続きを行う方法と、出国後に在外公館で手続きを行う方法があります。

■選挙人名簿

選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと選挙のとき投票できません。

小平市で登録される方は、市内に住所を持つ年齢満 18 歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日から引き続き 3 か月以上、住民基本台帳に記載されている人です。名簿への登録は、毎年 3・6・9・12 月（登録月）の 1 日に定期的に行われるとともに（定時登録）、選挙の公示・告示日の前日にも行われます（選挙時登録）。

■期日前投票

投票日当日に都合などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票所の場所と期間については、選挙前に発行される市報臨時号をご覧になるか、お問い合わせ下さい。

■不在者投票

次の事由に該当する場合は、事前に不在者投票ができます。

①指定施設での投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどの施設に入院（所）しているため、投票所に行けない方については、施設内で不在者投票ができます。

②郵便等による投票

重度の身体障がいなどで投票所に行けない方（一定要件があります）は、あらかじめ小平市選挙管理委員会で手続きを行えば、自宅で投票することができます。

③小平市外に滞在している方の投票

小平市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せれば、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

■代理投票・点字投票

身体に障がいのある方などで、文字を書くことができない場合は、代理投票ができます。また、視覚に障がいがある方は、点字投票ができます。

市議会とは

議会事務局 ☎ 042 (346) 9566

市議会は、市の意思を決定する機関として、市民から選ばれた議員（定数 28 人・任期 4 年）で構成され、市政の重要な問題について方針を決定するのが主な仕事です（議員名簿については、100 ページ参照）。

定例会と臨時会があり、定例会は年 4 回（通常 3・6・9・12 月）、臨時会は必要に応じそのつど開かれます。

本会議の内容は「小平市議会会議録」に記録されており、市役所 1 階市政資料コーナーや市内の図書館で閲覧できます。また、定例会の概要は、原則、各定例会翌月の下旬の日曜日に発行する「こだいら市議会だより」でお知らせしています。普通郵便が届くご自宅のポストに戸別に配布しているほか、市内の鉄道駅と市の施設でもご覧になれます。

なお、目の不自由な方には「音声市議会だより」をお届けしています。

また、小平市ホームページでも、小平市議会会議録、本会議の生中継及び録画配信、各委員会の記録、こだいら市議会だより、そのほかの市議会情報をご覧になれます。

議会の傍聴は

市議会の本会議、委員会、全員協議会、幹事長会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。ご希望の方は議会事務局へお問い合わせください。

議会への請願・陳情は

市政などについて直接市議会に要望できる制度として、請願・陳情があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

なお、陳情の取り扱いには次の 2 通りの扱いになります。

①陳情が受理されると、陳情文書表（陳情者の住所、氏名、陳情理由、陳情事項を決められた書式で記載したもの）を作成し、原則として全議員および執行機関に配付します。これらの陳情書は、今後の一般質問に反映されたり、各委員会の所管事務の調査事項として活用されることがあります。

②議長が審査の必要があると認めたものは、委員会へ付託します。

小平市議会議員名簿

令和6年12月1日現在

会 派 名	氏 名	住 所	電 話 番 号
政 和 会	石 津 はるか	御幸町 6-3-307	050-3709-3286
	鈴 木 洋 一	(事) 仲町 165	(事) 042-343-3098
	外 山 まなみ	小川東町 1-34-8	042-332-8700
	比 留 間 洋一	花小金井 3-6-14	042-461-3801
	深 谷 幸 信	鈴木町 1-245-6	042-345-4223
	福 室 英 俊	(事) 上水新町 2-5-26	070-2163-2966
	松 岡 あつし	学園西町 1-16-10-204	090-6549-0596
	山 田 大 輔	学園東町 496-54	042-345-8862
市 議 会 公 明 党	虻 川 浩	美園町 2-3-15-103	042-348-0483
	佐 藤 徹	小川町 1-800-36	042-332-5883
	高 橋 政 美	小川町 1-2267-20	042-409-0503
	津 本 裕 子	花小金井南町 1-17-11-110	042-464-1126
	橋 本 孝 二	上水南町 1-5-5	042-326-6526
	幸 田 昌 之	学園西町 1-37-4	042-347-7480
フ ォ ー ラ ム 小 平	岩 本 誠	(事) 仲町 210-2-203	(事) 070-8569-2869
	岡田 しんぺい	鈴木町 1-290	042-343-3939
	川 里 富 美	(事) 花小金井 4-33-7 カトレアハイツ 1F	(事) 050-3596-7611
	中 江 美 和	学園東町 2-13-12	042-315-7475
	吉本 ゆうすけ	小川西町 2-18-5	042-315-9337
日 本 共 産 党 小 平 市 議 団	鈴 木 だい ち	(事) 小川町 1-1023-12	(事) 042-345-4440
	細 谷 正	小川西町 5-37-6	042-345-0818
	三 輪 博 美	(事) 花小金井 7-1-41	(事) 042-347-5580
生 活 者 ネ ッ ト ワ ー ク	さとう 悦子	(事) 学園西町 2-15-2 CB 一橋学園	(事) 042-342-4494
	柴尾 ひろみ	(事) 学園西町 2-15-2 CB 一橋学園	(事) 042-342-4494
一 人 会 派 の 会	伊 藤 央	学園西町 1-12-22	042-313-2761
	安 竹 洋 平	大沼町 1-2-1-207	042-313-6780
無 会 派 (まちづくり市民 こ だ い ら)	水 口 か ず え	(事) 学園東町 2-4-11 ハウス井上 101	(事) 042-313-5108
無 会 派 (市議会いわ新選組)	中 倉 茂 和	小川東町 5-17-26-410	090-7817-7037

(事) = 事務所



市報の発行など

秘書広報課 ☎ 042 (346) 9505

■市報こだいら

毎月2回発行しています。戸別配布のほか、市の公共施設、市内各駅などに設置した広報ボックスでもお届けしています。また、小平市ホームページやスマートフォン用アプリ「カタログポケット」でもご覧になれます。なお、視覚に障がいのある方には、音声広報をお届けしています。



■小平市ホームページ

市からのお知らせやイベント情報などを掲載しています。また、市内公共施設の地図検索などもできます。



■小平市メールマガジン（こだいら NEWS）

防災・防犯緊急情報、市からのお知らせなど、ご希望の情報をお届けします。



■小平市公式X（旧 Twitter）

市からのお知らせやイベント情報などを配信しています。アカウント名は、「プチ田舎 東京都小平市」です。また、防災・防犯緊急情報も配信しています。



■小平市公式 LINE

市からのお知らせやイベント情報などを配信しています。また、公園・道路などの不具合の通報、ごみの分別の確認など、さまざまな機能が充実しています。



■スマートフォン用アプリ「小平トピックス」

小平市ホームページに掲載された新着情報を、スマートフォンで簡単に見られるアプリです。



■小平市公式インスタグラム

市報発行のお知らせや市内風景、イベントなどの情報を配信しています。アカウント名は、「【公式】小平市」です。



■小平市公式ユーチューブ

市からのお知らせや市の魅力、映像ライブラリなど、さまざまな動画を公開しています。アカウント名は、「プチ田舎 東京都小平市」です。



情報公開制度

総務課 ☎ 042 (346) 9580

■情報公開制度

市の情報は、「市報こだいら」を中心に、各種刊行物、市政資料コーナー（市役所1階）などを通じて、市からの「情報提供」という形で、市民の皆さんにお知らせしています。

「情報公開制度」は、これらの情報提供に加え、すべての人に市が保有する文書などの公文書の公開を求める権利を保障するものです。この制度により市は、市政を市民に説明する責任を全うし、また、開かれた市政の下に市民の市政への積極的な参加と、市民と市との信頼関係の増進を図っていきます。

■公開を請求できる方

どなたでも、公文書の公開を請求することができます。

■制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会

■公開を請求できる公文書

公開の対象となる公文書は、職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（光ディスク、録音テープなどに記録されたもの）です。

■公開請求の方法

- ・所定の請求書を関係各課または情報公開コーナー（市政資料コーナー内）に提出してください。
※請求書は、小平市ホームページからダウンロードできます。
- ・インターネットによる請求もできます。
東京電子自治体共同運営サービス
<http://www.e-tokyo.lg.jp>
- ・電話や口頭による請求はできません。

■公開できない公文書

公開請求があった場合は、原則としてすべて公開しますが、次のような情報が含まれるものは、公開できない場合があります。

- ①法令等により公にできない情報
- ②個人情報
- ③事業情報で事業者の利益を害するもの
- ④公共の安全等の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤審議、検討または協議に関する情報
- ⑥行政の適正な運営に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑦公にしないことを前提とした任意提供情報

■公開等の決定

公開請求があった場合は、速やかに（相当の理由がある場合には、公開請求があった日の翌日から14日以内に）公開するかしないかを決定し、その旨を書面で通知します。

■公開の方法

決定通知により指定する日時に情報公開コーナーで、公文書を閲覧していただくか、その写しを交付します。

■費用

公文書の公開手数料は、無料です。ただし、公文書の写しの作成と送付に要する費用は、請求者の負担となります。

■非公開決定等にご不満のときは

公文書の非公開決定等に対して不服があるときは、決定通知のあった日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。審査請求があった場合、行政不服審査会が慎重かつ公平に審査を行い、答申をします。市は、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

■重要事項の審議

情報公開および個人情報保護の両制度にかかわる重要事項を審議するために情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会を設置しています。

個人情報保護制度

総務課 ☎ 042 (346) 9580

■個人情報保護制度

市が行政運営を行うにあたり、市が保有する皆さんの個人情報（保有個人情報）を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、必要に応じて皆さんが自己を本人とする保有個人情報を確認し、誤りがあればこれの訂正を求める権利などを保障するものです。

■保有個人情報の開示の請求の方法

- ・所定の請求書を関係各課または情報公開コーナー（市政資料コーナー内）に提出してください。
※請求書は、小平市ホームページからダウンロードできます。
- ・請求時に所定の請求書を提出していただくほかに、本人確認のために運転免許証などを見せていただきます。
- ・電話や口頭による請求はできません。

■開示できない保有個人情報

法令等で開示できない情報や評価、判断、捜査、争訟などの情報、第三者の権利利益を侵害する情報などは、本人に対しても開示できません。

■保有個人情報の訂正

開示を受けた保有個人情報に誤りがある場合は、その訂正を請求することができます。

■保有個人情報の利用停止

開示を受けた保有個人情報が、法の規定に違反して収集、利用などされている場合は、その利用の停止、消去などを請求することができます。

■決定にご不満のときは

保有個人情報の開示、訂正または利用停止に対する決定に不服があるときは、情報公開制度の場合と同様に審査請求ができます。

市政についての相談、意見、要望

市民課市民相談担当 ☎ 042 (346) 9508 FAX 042 (346) 9550

市民相談

市政に関するご意見・ご要望などを受け付けるほか、専門相談員による無料相談（法律、税務、交通事故、相続・暮らしの手続、登記・成年後見、住宅・不動産、年金・労務、行政、人権・身の上、家庭）を実施しています。

気軽にご利用ください（日程などは104ページ参照）。

※法律相談は、女性弁護士による相談日もありますのでご希望の場合は事前にお申し出ください。

■市政資料コーナー（市役所1階）

市で発行している刊行物（各種計画書など）の閲覧・販売をしています。コピーサービス（1枚10円）も行ってあります。ぜひ、ご利用ください。

市長への手紙・市政への提言

市民の皆さんの市政に関する意見・要望・提案を把握し、市政運営の参考とするための制度です。皆さんの貴重なご意見などをお寄せください。

市長への手紙専用の封筒は、市役所、東部・西部出張所、福祉会館、地域センター、公民館、図書館、健康福祉事務センター、市民総合体育館に置いてあります。備え付けの提案箱、または郵便ポストに入れてください。切手は必要ありません（ファクシミリでも受け付けています）。

FAX 042 (346) 9550

電子メールでも皆さんのご意見を受け付けています。ホームページから送信することもできます。

電子メール info@city.kodaira.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kodaira.tokyo.jp>

東京都の相談窓口

都民の声総合窓口

政策企画局戦略広報部企画調整課

都政に対する提言・意見・要望等をお寄せください。

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

相談時間 午前9時～午後5時

電話番号 03 (5320) 7725

交通事故相談（東京都交通事故相談所）

生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課

交通事故の被害者や加害者の損害賠償問題、示談のしかた、保険の手続きなど、交通事故に関連するいろいろな問題について、相談に応じます。

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

相談時間 午前9時～午後5時

電話番号 03 (5320) 7733

外国人相談

生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

東京で暮らしている外国人の方々のために、入国関係、婚姻・国籍、仕事など、日常生活におけるいろいろな相談に応じます。

相談言語	相談日（祝日、年末年始を除く）	相談時間	電話番号
英語	月曜日～金曜日	午前9時30分～正午、 午後1時～5時	03 (5320) 7744
中国語	火曜日・金曜日		03 (5320) 7766
韓国語	水曜日		03 (5320) 7700

市民無料相談

種 類	相 談 内 容	相 談 員	相 談 日 時		場 所	問 合 せ
法 律 相 談	不動産の貸借、金銭貸借、相続、離婚、補償、賠償など	弁 護 士	第1・第3・第5木曜日、第2・第4金曜日 午後1時30分～4時30分		曜日は原則開催日ですが変更もあります (予約制)	市 民 課 市 民 相 談 担 当 042 (346) 9508
税 務 相 談	所得税、相続税、申告方法など	税 理 士	第2水曜日、第4月曜日 午後1時30分～4時30分			
交 通 事 故 相 談	交通事故の賠償・示談、保険金の請求方法など	弁 護 士	第1・第3火曜日 午後1時30分～4時			
相続・暮らしの手続相談	相続手続き、官公署に提出する書類など	行 政 書 士	第1月曜日、第3水曜日 午後1時30分～4時30分			
登 記・成年後見相談	土地・家屋・会社設立の登記、成年後見、相続など	司 法 書 士	第2火曜日、第4水曜日 午後1時30分～4時30分			
住宅・不動産相談	地代・家賃、権利金、価格など	宅 地 建 物 取 引 士 等	第4火曜日 午後1時30分～4時30分			
年金・労務相談	年金、労務、労災、雇用保険など	社 会 保 険 労 務 士	第1水曜日 午後1時30分～4時30分			
行政相談	国や都の仕事に対する苦情、要望など	行 政 相 談 員 委 員	第3金曜日 午後1時30分～4時			
人権・身の上相談	基本的人権、身の上相談など	人 権 擁 護 委 員	第3金曜日 午後1時30分～4時		市 役 所	
家庭相談	夫婦・親子関係、離婚、扶養など	家庭相談員	第3月曜日 午後1時30分～4時30分			
市民相談	市政に関する意見、要望、生活に関する相談	市 職 員	月曜～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時			
消費生活相談	悪質商法や契約のトラブルなど、消費生活上でわからないことや困ったこと	消 費 生 活 相 談 員	月曜～金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時			消費生活センター 042 (346) 9550
健康相談(母子)	妊娠、出産、育児など	保 健 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士	月曜～金曜日(年末年始、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		健康センター	こども家庭センター 042 (346) 3701
健康相談(成人)	病気の予防、健康増進など	保 健 師 栄 養 士	月曜～金曜日(年末年始、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		健康センター	健康推進課 042 (346) 3704
教育相談	学習、性格、不登校など、こどもの行動について心配なこと	教育相談員	月曜～金曜日(水曜日は午後のみ、祝日を除く) 午前11時～午後6時(予約制)(受付は午後5時まで)		教育相談室 (小平元気村おがわ東内)	教育相談室 042 (343) 9411
電話教育相談			月曜～金曜日(水曜日は午後のみ、祝日を除く) 午前10時30分～午後6時(受付は午後5時30分まで)			
ひとり親相談	ひとり親家庭などの生活、住宅、養育、就労、離婚問題など	母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員	月曜～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後4時(予約制)		市 役 所	子 育 て 支 援 課 042 (341) 1211 内線2442
乳 幼 児 相 談	乳幼児の子育てについての不安や悩みなど	児 童 館 員	月曜日～日曜日 (休館日は除く)	午前9時～午後7時 (日曜日、祝日は午後6時まで)	花小金井南・小川町二丁目・小川町一丁目児童館	子 育 て 支 援 課 042 (346) 9821
		こども広場職員	月曜日～土曜日 (休館日は除く)	午前10時～午後6時(さわやか館は午後5時まで)	中島・上水本町・小川東町・天神・大沼地域センター・さわやか館	
			月曜日	午前10時～午後6時	美園・学園西町地域センター	
			水曜日		鈴木・小川西町中宿地域センター	
			木曜日		小川東第二・喜平・学園東町地域センター	
			金曜日		御幸・小川西町地域センター	
		保育園 園長・主任	月曜～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後4時30分		市立保育園	
こども家庭相談	子育てや家庭の悩みなど	専門相談員	火曜～土曜日(年末年始、祝日を除く) 午前10時～午後6時(面談は要予約)		こども家庭支援センター	子育て相談 042 (348) 2102
	児童虐待の相談		水曜～土曜日 時間は曜日で異なります			児童虐待相談 042 (347) 3192
	中学生～19歳までの家庭や進路等の悩みなど					ティーンズ相談室 042 (313) 2391
女性相談	生き方、家族、パートナー等からの暴力など女性が抱える悩み	女性相談員	月曜～土曜日(年末年始、祝日を除く) 午前10時～午後4時(要予約) ※月曜は午後6時まで		女 性 相 談	女 性 相 談 042 (345) 2415
こだいらにじいろ電話相談	性的指向や性自認の悩み	専門相談員	詳細は問合せ先へ		こだいらにじいろ電話相談	市民協働・男女参画推進課 042 (346) 9618
職業相談・紹介(ハローワーク)	就職相談・紹介・求人情報検索	ハローワーク立川職員	月曜～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時		福 社 会 館 3 階	こだいら就職情報室 042 (344) 1215
生活相談	経済的なこと、仕事等の生活課題など	相談支援員	月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く)午前9時～午後5時		福 社 会 館 4 階	こだいら生活相談支援センター 042 (349) 0151